

### III. 参考資料

改正予定の届出基準（案）を掲載

#### 1. 届出基準（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく獣医師から都道府県等への届出基準について(平成16年8月19日付健感発第0819001号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知 添付文書)

サルの細菌性赤痢

##### 《定義》

赤痢菌 (*Shigella dysenteriae* (A群赤痢菌)、*S. flexneri* (B群赤痢菌)、*S. boydii* (C群赤痢菌)、*S. sonnei* (D群赤痢菌)) の経口感染による血液を混じた下痢を典型的な症状とする急性感染症。

##### 《臨床的特徴》

サルでの臨床症状はヒトに類似し水様性、粘液性、粘血性、膿粘血性の下痢、元気食欲の消失、ときに嘔吐を呈する。発症個体では数日から2週間で死亡が多い。病巣は大腸に限局しており粘膜の肥厚、浮腫、充血、出血、フィブリン様物質の付着あるいは糜爛が認められる。無症状の保菌ザルもある。

##### 《届出基準》

症状の有無に関わらず、糞便や直腸スワブからの赤痢菌の分離同定がなされたもの。

##### 《備考》

サルからヒトへの感染例として、国内ではペットのサルからの感染事例、国外では飼育作業者や動物園での感染事例が知られている。

糞便や直腸スワブからの赤痢菌の分離同定に際して、無症状保菌例からの菌分離は3日以上の間隔で3回以上の検査が必要である。また、検体は選択制の強いSS寒天培地と選択制の弱いDHL寒天培地やマッコンキー寒天培地などに塗布し培養する。疑わしいコロニーについてTSI寒天、LIM培地などの確認培地に移植するとともに生化学的性状及び、血清型別を行う。大腸菌などとの誤同定に注意を要する。サルモネラ症、エルシニア症、アメーバ赤痢などとの類症鑑別が必要である。

## 2. 発生届出票

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第13条第1項に基づく感染症発生届（動物）

保健所コード

### 感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 聲

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

報告年月日（平成 年 月 日）

獣医師の氏名 \_\_\_\_\_ 印

（右欄又は記者捺印）

診療に従事する施設の名称 \_\_\_\_\_

上記施設の所在地・電話番号 \_\_\_\_\_ 電話（\_\_\_\_\_）

（住所がない場合は獣医師の住宅の住所・電話番号を記載）

1. 病害（死体）の所有者の氏名

2. 病物（死体）の所有者の住所

電話（\_\_\_\_\_）

3. 病物（死体）の所在場所

4. 動物が出生し、若しくは捕獲されたときの所又は捕獲され、若しくは生産されたときの所

5. 感染症の名前及び動物の種類  
（該当する番号のことと記入）
- ① エボラ出血熱のサル  
(サルの種類)
  - ② マールブルグ病のサル  
(サルの種類)
  - ③ ベストのブレーリードッグ  
(ブレードッグの種類)
  - ④ 重症急性呼吸器症候群の  
(病原外がSARSコロナウイルスであるものに限る)  
イクテアナグマ、タヌキ、ハクビシン  
炎いそれかの動物を囲むこと
  - ⑤ 細胞性赤痢のサル  
(サルの種類)
  - ⑥ ウエストナイフル熱の鳥類  
(鳥の種類)
  - ⑦ エキノコックス症の犬  
(犬の種類)

6. 検査方法  
（該当する番号のことと記入）
- ① 病原体検査（検体  
(方法)  
(型)
  - ② 血清学的検査（検体  
(方法)  
(型)
  - ③ その他（  
(該当するもの全てを記載すること)

7. 防疫措置の実施の手筋及び手筋の防止のための  
必要な認める事項

#### II. 病物の症状及び伝播

8. 初次年月日 平成 年 月 日

9. 診断（検査業者）年月日 平成 年 月 日

10. 死亡年月日（※） 平成 年 月 日

11. 退院年月日（※） 平成 年 月 日

12. 推定される感染時期・感染原因

- ・推定される感染時期
  - ① 平成 年 月
  - ② 注意義務をもっても特定できず
- ・感染原因
  - ① [ ]
  - ② 注意義務をもっても特定できず

13. 同様の症状を有する他の動物（死体）の有無

① あり（ ）

② ない

14. 人と当該感染動物との接触の状況

① あり（ ）

② ない

※届出は、診断後直ちに行つてください。

1及び2欄は、所有者以外の者が管理する場合においてはその者、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては所有者の氏名及び住所、所有者又は占有者が法人の場合、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

5、6、12から14欄に該当する番号を○で囲み、9～10欄は年月日を記入すること。

※は、死亡した動物を検査した場合のみ記入すること。

届出票の記載事項の他、II - (2)で獣医師が把握した疫学的情報の内容等についても保健所へ説明することが望ましい。

### 3. 細菌性赤痢の基礎知識

診断・対応ガイドライン(平成16年9月厚生労働省健康局結核感染症課)より一部改変

病原体：赤痢菌属 *Shigella* spp. 4 菌種

*S. dysenteriae*: A群赤痢菌

*S. flexneri*: B群赤痢菌

*S. boydii*: C群赤痢菌

*S. sonnei*: D群赤痢菌

分布：世界的。東南アジア、南アジア、アフリカ、中南米などヒトでの発生がある地域が多い

◎ 感染経路

- ・汚染飼料、飲料水などを介した経口感染

◎ 潜伏期間

- ・2から9日。無症状の場合も多い。

◎ 感染期間

- ・不定（長期間保菌）

◎ 症状

- ・水様性、粘液性、粘血性、膿粘血性の下痢、元気食欲の消失、嘔吐の症状。
- ・発症個体では数日から2週間で死亡することが多い。
- ・病巣は大腸に限局、粘膜の肥厚、浮腫、充血、出血。
- ・無症状で保菌している場合も多く、ストレス等により発症することがある。

◎ オーダーする検査

- ・便、直腸スワブからの菌分離同定

◎ 確定診断のポイント

- ・輸入経歴や飼育歴
- ・飼育施設での赤痢の発生状況
- ・飼育関係者における赤痢患者の有無

◎ 感染動物を介したヒトの感染防止のポイント

- ・導入時の検疫と検査
- ・必要に応じて感染個体の隔離と治療
- ・感染した個体に関連した飼育衣料、器具、器材及び排泄物の消毒。ハ工は機械的な媒介をすることから施設への侵入防止の対策の徹底。
- ・他の個体に関する感染の有無について調査の実施。
- ・サル取扱い者の感染防護対策（手洗い、マスク、手袋など）
- ・飼育者等のサル取扱い者に対する感染の有無について調査の実施。

- ◎ 感染症法上の取扱い  
2類感染症（診断した獣医師は直ちに所管の保健所に届出る）

- ◎ 報告の基準  
症状の有無に関わらず、糞便や直腸スワブからの赤痢菌の分離同定がなされたもの。

## サル類の細菌性赤痢の背景

### ■ 概要

細菌性赤痢は、赤痢菌感染による血液を混じた下痢を典型的な症状とする急性感染症で、自然感染はヒトおよびサル類で起こる。感染サルの便は同一施設内の他のサル類への感染源となるばかりでなく、ヒトへの感染源にもなる。国内でもペットのサルから感染した事例や、国外では飼育作業者や動物園での感染例もあり、人獣共通感染症として注意が必要であり、特に、ペットとしての飼育にはなじまない。

### ■ 疫学状況

- ・サル類の状況：人の飼育下のサル類が自然感染し、多くは、チンパンジー、ゴリラ、オラウータン、テナガザルなどの類人猿やカニクイザル、アカゲザルなどの旧世界ザルで報告されているが、タマリン、リスザルなどの新世界ザルや原猿類では少ない。飼育日本ザルからの分離例もある。捕獲直後の野生個体では、赤痢菌は分離されないことから、飼育環境下で感染する。
- ・ヒトでの状況（参考）：ヒトでの発生は世界的に見られ、衛生状態の悪い開発途上国において多く発生している。近年、日本国内においては年間数百例の報告があり、そのうち過半数は東南アジアなど国外で感染した事例である。サル類からのヒトの感染事例は国内外で報告があり、1974年、1979年、1993年に輸入され飼育しているペットから感染したと思われる赤痢が報告されている。1993年の事例ではアフリカ産ハナジロゲノンと飼育者とその家族及び来訪者が発症し、サル及び飼育ケージ、及び各患者から同一血清型のB群赤痢菌（*S. flexneri* 3a）が分離されている。

### ■ 病原体・毒素

赤痢菌は腸内細菌科（Enterobacteriaceae）シゲラ属（*Shigella*）に分類され、通性嫌気性、グラム陰性、非運動性、非芽胞形成の桿菌であり、そのDNA塩基配列は大腸菌と85%以上の相同性を示し、細菌学上は同一種に分類されるべきとされるほど近縁である。しかし、医学上の重要性と習慣上、独立した属に分類されている。*Shigella*属には*S. dysenteriae*（A群赤痢菌）、*S. flexneri*（B群赤痢菌）、*S. boydii*（C群赤痢菌）、*S. sonnei*（D群赤痢菌）の4菌種が含まれる。さらに、これらの亜群は多くの血清型に分類される。*S. dysenteriae*は志賀毒素を产生する。

### ■ 感染経路

捕獲直後の野生個体では赤痢菌は分離されないが飼育環境下で糞便に汚染された飼料や水、器具を介して経口的に感染する。

### ■ 潜伏期間

- ・2～9日。無症状の場合多く、長期に保菌する

## サル類の細菌性赤痢の診断と治療

### ■ 臨床症状

サルでの臨床症状はヒトに類似し水様性、粘液性、粘血性、膿粘血性の下痢、元気食欲の消失、ときに嘔吐を呈する。発症個体では数日から2週間で死亡することが多い。病巣は大腸に限局しており粘膜の肥厚、浮腫、充血、出血、フィブリン様物質の付着あるいは糜爛がみとめられる。しかしながら、無症状で正常便を排泄する保菌個体も多く、過去には東南アジアから輸入された野生カニクイザルの13.2%から赤痢菌が検出され、そのうち半数以上の個体は無症状で正常便を排出していたことが報告されている。分離される赤痢菌は、*S. flexneri* 2a、*S. sonnei*、*S. dysenteriae* 2などが多いが他の型も分離される。また、2種以上の菌型が同一個体から分離されることもある。

### ■ 診断・類別診断

・菌検出：糞便や直腸スワブまたは剖検時の腸管内容物からの赤痢菌の分離同定による。無症状保菌例からの菌分離は3日以上の間隔で3回以上の検査が必要である。検体は選択制の強いSS寒天培地と選択制の弱いDHL寒天培地やマッコンキー寒天培地などに塗布し培養する。疑わしいコロニーについてTSI寒天、LIM培地などの確認培地に移植するとともに生化学的性状及び、血清型別を行う。大腸菌などとの誤同定に注意を要する。病原遺伝子*invE*を標的にしたPCR法による検出は病原因子の確認には利用できるが、これだけでは菌の同定は出来ない。

・類別診断：サルモネラ症、エルシニア症、アメーバ赤痢などとの類症鑑別が必要である。

### ■ 治療

・リファンピシン、クロラムフェニコール、アンピシリン、ホスホマイシンなどの抗生物質等の投与及び必要に応じて乳酸リングル液による維持療法を行う。薬剤耐性菌の出現を考慮して、分離菌の感受性を調べ適切な投与をする。  
・ホスホマイシンは効果的であるが下痢を起こすことから使用には注意する。また、クロラムフェニコールでは完全治療が出来ない場合がある。サルではニューキノロン系薬剤の使用は勧められない。

### ■ 人への感染防御対策

- ・発症または感染が確認された個体を隔離し、必要に応じて治療を行う。
- ・他の飼育個体についての調査を実施し措置する。
- ・使用した飼育衣料、器具、器材及び排泄物の消毒を行う。ハ工は機械的な媒介をすることから侵入防止対策をする。
- ・サル取扱い者に対しては手袋マスク等感染防護対策の実施と衛生教育を徹底する。
- ・サルへ飼育者等の接触者に対する感染の有無について調査を行い、適切な診察治療を行う。
- ・人用、動物用ワクチンはない。
- ・二次感染予防は手洗いの励行および汚物や汚染環境の消毒であり、一般的な消毒剤である次亜塩素酸ナトリウム、塩化ベンザルコニウム、エタノールなどが有効である。

## 4. 関係法令等 (抜粋)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜粋）

平成10年10月2日法律第114号

平成15年10月16日法律第145号改正現在

### （国民の責務）

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

### （獣医師等の責務）

第五条の二 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者（動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。）は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （獣医師の届出）

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

3 前二項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、その管轄する区域外において飼育されていた動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定は獣医師が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると検査した場合について、前三項の規定は所有者が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると認めた場合について準用する。

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、前二項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

4 第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に感染症の治療の方法の研究、感染症の病原体の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(以下、略)

(情報の公表)

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の予防のための情報を積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

第二十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させる

ことができる。

(ねずみ族、昆虫等の駆除)

第二十八条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

(物件に係る措置)

第二十九条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。

(質問及び調査)

第三十五条 都道府県知事は、第二十七条から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあった場所、当該感染症を人に感染させるおそれがある動物がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくはあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

(以下、略)

(参考) 感染症法における対象感染症の類型

感染症類型	感染症名
1類感染症	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, ベスト, マールブルク病, ラッサ熱, SARS, 天然痘
2類感染症	急性灰白髄炎, コレラ, 細菌性赤痢, ジフテリア, 腸チフス, バラチフス
3類感染症	腸管出血性大腸菌感染症
新4類感染症	ウエストナイル熱, エキノコックス症, 黄熱, オウム病, 回帰熱, Q熱, 狂犬病, コクシジオイデス症, 腎症候性出血熱, 炭疽, ツツガムシ病, デング熱, 日本紅斑熱, 日本脳炎, ハンタウイルス肺症候群, Bウイルス病, ブルセラ症, 発疹チフス, マラリア, ライム病, レジオネラ症, 急性A型ウイルス, 急性E型ウイルス肝炎, 高病原性トリ型インフルエンザ, サル痘, ニバウイルス感染症, 野兎病, リッサウイルス感染症, レプトスピラ症, ボツリヌス症
新5類感染症	アメーバー赤痢, 急性ウイルス性肝炎, クリプトスボリジウム症, クロイツフェルト・ヤコブ病, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症, 後天性免疫不全症候群, ジアルジア症, 頭膜炎性髄膜炎, 先天性風疹症候群, 梅毒, 破傷風, バンコマイシン耐性腸球菌感染症, 咽頭結膜熱, インフルエンザ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎、水痘、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、成人麻疹、手足口病、伝染性紅斑、突発性発疹、百日咳、風疹、ペニシリソ耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻疹（成人麻疹を除く）、無菌性髄膜炎、メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症、葉剤耐性綠膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、R Sウイルス感染症、急性脳炎、尖圭コンジローマ

## 動物の愛護及び管理に関する法律

---

昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 221 号改正現在

---

### (動物の所有者又は占有者の責務等)

第 5 条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2. 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

### (地方公共団体の措置)

第 7 条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするために、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第 16 条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物の飼養について許可を必要とする等により制限し、当該動物の所有者又は占有者その他関係者に対し、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じ、必要があると認めるときは、その職員に、当該動物の所有者又は占有者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、当該動物の使用状況を調査させる等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

(以下、略)

(1) ~ (4) 略